



進む果樹産地の近代化

□経営規模の拡大と専門的経営へ

本県の果樹は、いまや九州オレンジベルトの中心地を形成しつつあり、増殖の一途をたどっている。昭和四十一年実績で果樹栽培面積は一万八千八百四十畝、このうちかんきつ類一万三千五百三十一畝、落葉果樹五千三百畝となっている。かんきつは、不知火海沿岸、宇土半島、有明海沿岸および天草島などが主要産地を形成している。

昭和三十六年三月果樹関係の唯一の法律として、果樹農業振興特別措置法（以下「果振法」）が制定され、同年五月に公布、施行された農業基本法の中で農業生産の選択的拡大と、構造政策の必要性が強く打ち出されて以来、果樹は農業近代化、農家の経営改善の重要な担い手として全国各地でめざましい増殖が行なわれている。ことに農業構造改善事業、開

拓パイロット事業などの補助事業のスタートや農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金など融資制度の確立が益々これに拍車をかけた。このため現状のような増殖が今後も続くとすれば近い将来において、需給のバランスが大きく崩れることが予測され、国内産地間の競争は益々はげしさを加えることは必至である。その上貿易の自由化による外国産果実の輸入増大は明らかで、これに打ちかつただけの対外競争力を備えた産地づくりを最も急がなければならない状況にある。

広域化をめざす 果樹産地づくり

まず、果樹園経営計画の認定団地を生産の末端単位として、経営規模の拡大と専門的経営への移行を積極的に推進していく。又ここに開園から植栽、防除、管理施設等各種基準を徹底的に浸透させ、生産品の良質化と均一化をはかり、国が示した近代的果樹園経営への指標を実現するための果樹園の改造、経営の合理化をすすめていく。さらにこれらの団地を中心に県内果樹産地を十一（かんきつ八、くり三、ぐら）の大集団産地にまとめあげ、広域的な大型産地として施設や基盤整備のため、施策の総合力を集中して果樹農業の近代化をはかっていく。

果樹コンビナート 建設への意欲

□果樹大集団産地の造成
今まで農家の思惑によって行なわれていた果樹の栽培が、現在では県下十一カ所の大集団産地造成を共通の目標として、果樹の産地づくりは着実に進んでいる。

宇城地域果樹大集団産地の一部を占め宇土郡三角町もその一つで、計画的に産地づくりをおし進めている点では県下随一であろう。三角町は新農山事業、第一次第二次の農業構造改善事業を通して一貫して果樹による町づくりを計画し、推進している。その中で特に注目されることは、昭和三十六年の果振法施行と同時に、同法に基づく果樹園経営計画を町内全果樹農家を対象として樹立したことである。

即ち、町内の果樹地帯を二十七地区に区分し、約千戸に上る果樹農家全部が三十六年から四十年までの五年間における土地取得、開畑、植栽、管理施設あるいは生産販売、資金の調達と償還計画等個別農家の経営改善計画を樹立し、知事の認定を受けたことである。これによって、農家は少なくとも向う五カ年間に於ける自らの進むべき方向を見定めるとともに、計画達成のため安心して事業に取り組むことができるようになった。又町では町内の果樹産地づくりの具体的計画を作成するための基礎資料を得ることになり、これらの個別経営計画が十分生かされるような行政施策が講じられた。こ

とに個別計画相互間の有機的連けを図るため共同防除施設、農道、選果場等の事業の一部は農業構造改善事業としてとりあげている。さらに農協は、これらの事業が円滑に実施されるよう、融資や、営農指導の面で全面的にバックアップしている。このように町当局の行政施策、農協の事業が全果樹農家の意志を反映して行なわれているため、すべてが無駄なく効率的にしかも町全体として調和のとれた計画性のある産地づくりが三位一体となつてきわめて合理的に遂行されているのである。

ちなみに果樹園経営計画の概要を見るに次のとおりである。

■計画の概要（三角町）

農家数	980戸	総事業費	1,003,687千円
認定時面積	213ha	土地取得	60,087
目標面積	878ha	開畑	38,647
40年現在面積	864ha	農道	63,603
		植栽	328,533
		その他	500,870

このような形で産地づくりは全県下で進められており、四十二年十二月までに認定を受けた果樹園経営計画は四百五十一件にもなり、大部分の事業は着々と完成されつつある。これらを組織的にもより広域の大型化された大集団産地としてまとめあげて行かねばならない。すでに組織的には、熊本地域、宇城地域、芦北地域、鹿本地域において広域農協連の設立をみており、生産販売の安定化を図るため、選果場、加工場、営農科学指導センターなどの果樹コンビナート建設の構想も検討されている。

□産地近代化を支える個別営農改善

国が四十二年三月に公表した果樹農業振興基本方針によると、みかんの場合一生産単位の面積は十二畝、十町当り所要労力は百十六時間（十四、五日）で現行の半以下という画期的な指標を示したが、県下にはこの指標に優るとも劣らぬほど近代化された経営をしている所も少なくない。とくに玉名郡天水町、飽託郡河内芳野村において、経営規模拡大の一環として、開園増植した果樹園は園内道路を十分にとり入れて、管理作業の機械化を可能にする開園方式が多く、労働生産性の向上に対する配慮が目につく。また新興産地においても、最近の開園は同じような傾向にある。

例えば、玉名郡倍明町高道の平坦地集団果樹園、天水町の鹿南農協、豊野共同果樹園、河内芳野村の須原地区の開墾な

ルポ

農業生産に直結した生活改善

△飽託郡天明村五町の若竹会

天明村ではいま三カ年計画で大がかりな果園の圃場整備が進められ、これに伴い排水路の計画が真剣に検討されている。この事業により、農作業時間の節約、機械化の導入が容易になるわけだが、これに加えて農家の夫婦たちの間では農業用排水路につながる家庭環境用の排水路の延長をセヒという要望が強くなり上っている。つまり、天明村には現在三十六の生活改善グループがあるが、いずれもが生活環境の整備に重点をおいてグループ活動を進めている。例えば天明村五町の若竹会（会員十六人、会長福田ちづえさん）

どは、いずれも機動力の活用による効率的果樹園経営を目ざしており、十町当り所要労力も十四～十五日程度で済ませる見込みである。中でも四十二年度、農業祭において全国農林漁業振興会長賞を受賞した河内芳野村の西山氏は、三十七年に植栽した二百三十六畝の温州みかん園（十町当り百五十本植）に労力配分を考慮して、早生、中熟、晩生などうまく組み合わせている。園内道路も整備され

の場合、ここ数年来取り組んでいるのが住いの改善。生活改良普及員の清田さんの指導でこれまで農村住宅資金や住宅改良資金などの融資を得て、台所や子供部屋の改善を試みたり、明るい家庭環境づくりに余念がない。グループ員の考え方は、生産と結びついた生活環境の整備にあり、そのためには、農家経営についてもより積極的に関心を持つべきだとして、現在まで先進地の米づくり運動の視察や、農地集団化の見学などをグループ活動としてとりあげている。部落で行なわれる圃場整備促進の懇談会でも最近特にグループ員の発言が活発になってきて関係者を喜ばせている。とりわけ環境衛生の面から、将来水洗便所にした場合、排水路はセヒ必要な施設だと村当局や周囲の人たちの協力を促している。農村のこういった生産性に直結した主婦の前向きな姿勢は生活改善の一つの新しい動きともいえよう。

培管理も合理的に行なわれており、四十二年には五年生で十町当り三千八百二十四畝の高収量を上げ、しかも十町当り所要労力は十六、八日と驚異的な成績をあげている。このように個別経営において可能な限りの近代化と生産性の向上に対して精力的な努力が払われており、それが団地の力となり地域の力となつて、本県果樹農業の近代化が推進されている。（果樹園芸課）